

【第2章】生活環境の保全の基盤となる取組

生活環境の保全の基盤となる取組として、典型七公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に関する法令に基づく規制指導や環境監視を中心に進め [2-1~4]、加えて生活環境条例などによる総合的な施策を推進します [2-5]。また、安全・安心な市民生活のため、苦情相談への対応や情報の公表などを行います [2-6]。

2-1 大気環境の保全

1 大気環境の監視

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法

2 施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策

大気汚染防止法、悪臭防止法、ダイオキシン類対策特別措置法

3 自動車の排出ガス対策

神奈川県生活環境の保全等に関する条例

4 解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策

大気汚染防止法

2-2 水環境の保全

1 水環境の監視

水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法

2 事業所等から公共用水域への排水対策

水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法

3 水再生センターへの流入水対策

下水道法、横浜市下水道条例

4 水質事故への対応

水質汚濁防止法

2-3 地盤環境の保全

1 地盤環境の監視

水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法

2 土壌汚染対策

土壌汚染対策法

3 地下水質の保全

水質汚濁防止法

4 地盤沈下対策

工業用水法

2-4 音環境の保全

1 騒音・振動の監視

騒音規制法、振動規制法

2 事業所・建設工事等における騒音・振動対策

騒音規制法、振動規制法

3 交通に関する騒音・振動対策

騒音規制法、振動規制法

2-5 分野横断の取組

1 事業所等に対する包括的な施策

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

2 化学物質対策

化学物質排出把握管理促進法

3 自動車交通環境対策

2-6 市民生活に関連した取組

1 生活環境に関する苦情相談への対応

大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法

2 安全・安心な市民生活に向けた情報の公表

横浜市生活環境の保全等に関する条例

図-2-1 第2章の構成

(分野ごとの根拠法令、生活環境条例と関連する取組)

① 「環境目標」と「達成の目安となる環境の状況」は、環境管理計画から抽出しています。

② 環境基準や目標値があるものは、各分野トップの次ページに表でまとめています。

③ 「具体的取組」のタイトルで概要を構成しています。

④ 2-1～4は、「具体的取組」各項の関係図を掲載しています。
2-5,6は、分野別の取組との関係をまとめた表を掲載しています。

⑤ 〇〇は、監視や規制等の対象となる主な物質・基準や施設等を示しています。(⑦と連動)

⑥ 〇〇は、具体的取組の主要目的が同じもので繋がっています。

⑦ 〇〇は、監視や規制等の対象となる主な物質・基準や施設等を説明しています。(⑤と連動)

2-1 大気環境の保全

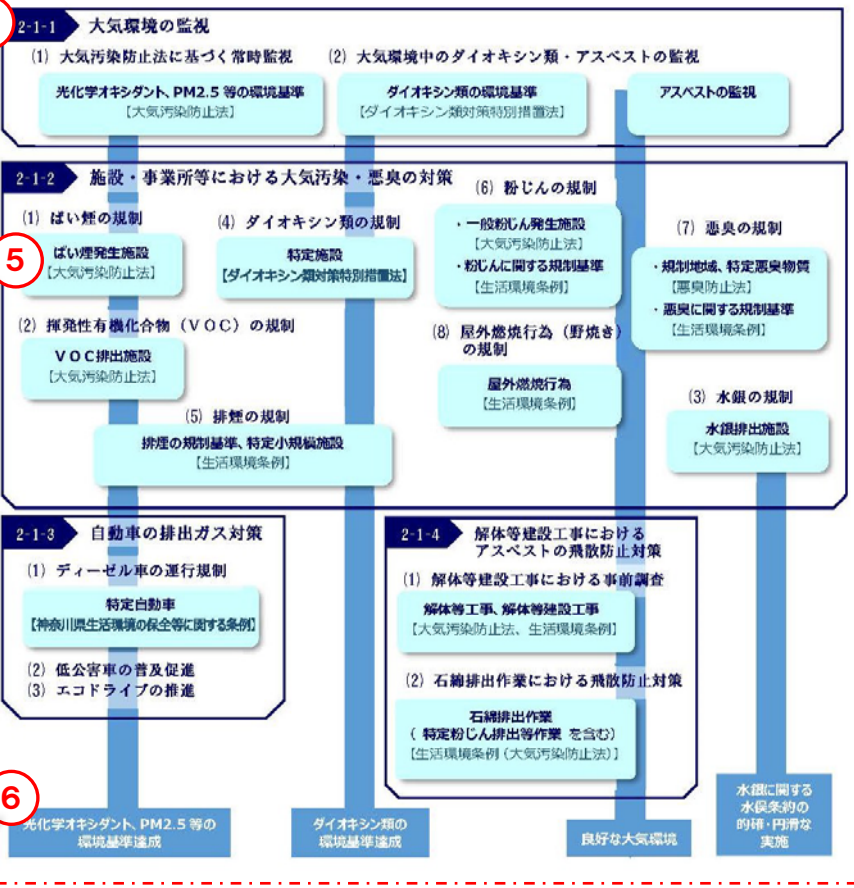
2025年度までの環境目標	大気環境が良好に保全され、市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしています。
達成の目安となる環境の状況	・環境基準(表-2-1-1,2)の達成率の向上及び継続的な達成 ・光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする

具体的取組の概要

「大気環境の監視」により、環境基準の適否や施策の効果などを把握します。

▶ 「施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策」と「自動車の排出ガス対策」を推進します。

▶ 「解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策」を推進します。



具体的取組 2-1-1 大気環境の監視

大気環境の監視は、環境基準の適否等の現状把握や大気環境の保全に関する施策の効果を確認するため、一般環境大気測定局(一般局)20局、自動車排出ガス測定局(自排局)8局で継続的に行います。

(1) 大気汚染防止法に基づく常時監視

光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM_{2.5})などの常時測定を継続的に行うほか、有害大気汚染物質の測定を1か月に1回行います。特に、光化学オキシダントの常時測定の結果、光化学スモッグ注意報が発令された場合には、住民や学校の児童生徒などに注意を呼びかけるとともに、大規模な工場や事業場に対して燃料使用量の削減等の対策を実施するように要請します。

- 光化学オキシダント
オゾン等の光化学反応により生成される酸化性物質【昭和48年5月8日 環境庁告示第25号】
- 微小粒子状物質(PM_{2.5})
大気中に浮遊している2.5μm以下の小さな粒子【平成21年9月9日 環境省告示第25号】
- 有害大気汚染物質
継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの【大気汚染防止法第二条第十五項】

図-2-2 第2章各項のトップページ等の構成